



## ワクチン接種

### オミクロン株 (BA.1) 対応ワクチン接種が始まります 新型コロナウイルス

接種期間を9月30日(金)までとお知らせしていましたが、令和5年3月31日(金)まで延長します。

また、10月からオミクロン株 (BA.1) に対応したワクチン接種が始まります。既にお手元に届いている接種券で接種可能です。

#### 【オミクロン株 (BA.1) 対応ワクチン】

##### ▶対象者

- 1、2回目接種を完了した12歳以上の人
- ※ 60歳以上の人、18～59歳で基礎疾患のある人、医療従事者などは優先接種の対象です。それ以外の方は、10月中旬から接種を開始する予定です。
- ※ 1、2回目接種が完了していない人は、従来型ワクチンの接種になります。

#### 【小児(5～11歳)の3回目接種】

2回目接種から5カ月以上経過した人に接種券を送付します。接種を希望する人は、予約してください。

#### 【インフルエンザワクチンとの同時接種】

インフルエンザワクチンとの同時接種が可能になりました。その他のワクチンは、引き続き13日以上の間隔を空ける必要があるため、ご注意ください。

#### 【松前町に転入してきた人へ】

転入前の自治体で発行された接種券は、使用できません。接種を希望する人は、接種券再発行申請書の提出が必要です。詳しくは、町ホームページ(次のQRコード)を確認するか、お問い合わせください。



##### ▶提出先・問い合わせ

子育て・健康課健康増進係 ☎ 985-4118

## 産婦健康診査の一部助成を行います

産後の母体の回復のために、1月から産婦健康診査に係る費用の一部助成を行います。対象になる可能性がある妊婦には、7月末から郵送または子育て・健康課窓口で産婦健康診査受診票を発行しています。

産後はホルモンバランスの変化により、心と体に疲れがたまりやすい状態です。ぜひ受診しましょう。



##### ▶対象者

10月1日以降に出産した人

##### ▶健康診査の内容

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、心の健康チェックなど

##### ▶受診時期

産後2週間前後と産後1カ月前後の計2回

##### ▶助成額

各回上限5,000円

##### ▶子育て・健康課子育て支援係

☎ 985-4189



## 薬物乱用の根絶を

10月1日から11月30日までの2カ月間は、愛媛県麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動月間です。気軽に相談してください。

##### ▶薬物相談窓口

① 中予保健所 ☎ 909-8755

② 愛媛県心と体の健康センター ☎ 911-3880

##### ▶危険ドラッグ相談窓口

③ 県薬務衛生課 ☎ 912-2393

④ 中予保健所 ☎ 909-8755

##### ▶相談受付時間

①：金曜日13時～15時、②～④：月～金曜日8時30分～17時15分



## 65歳以上の人への優先接種にご協力を インフルエンザワクチン

例年12～3月にかけて流行するインフルエンザ。予防接種を受けることで、重症化を防ぐ効果が期待できます。次に該当する人には、接種費用を助成します。

#### ＜64歳以下の国民健康保険加入者＞

- ▶助成対象者 申請時、世帯主に町税と国保税の滞納がない世帯に属し、町税を滞納していない人(右記◎は除く)
- ▶助成額 1人 1,000円(1,000円未満のときは実費)
- ▶助成回数 年度内1人1回
- ▶申請期限 令和5年3月31日(金)
- ▶申請方法 窓口申請書を提出
- ▶申請に必要な物 ①領収書(予防接種名、接種者の氏名、病院名、接種日、料金、領収日が明記してあるもの) ②保険証 ③認め印(朱肉を使うもの) ④世帯主と接種者のマイナンバーが分かるもの ⑤本人確認書類(運転免許証など) ⑥世帯主名義の口座が分かるもの
- ▶申請窓口 保険課医療保険係

#### ＜65歳以上の人＞

◎60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい(身体障がい者手帳1級相当)がある人を含む。

- ▶助成対象者 町に住居登録のある人
- ▶助成方法 県内の協力医療機関に予約して接種し、個人負担のみ支払い
- ▶個人負担 1,000円(生活保護などの支援給付を受けている人は個人負担金は不要。ただし、接種に行く前に福祉課障がい福祉係(☎985-4112)で必要書類をもらうこと)
- ▶助成回数 下記期間内 1人1回
- ▶助成期間 10月15日(土)～12月31日(金)
- ▶接種時に必要な物 保険証など住所、氏名、年齢が確認できるもの(◎に該当する60～64歳の方は、身体障がい者手帳または医師の診断書)

(64歳以下の国保加入者の接種のこと)

☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

(65歳以上の接種のこと)

☎ 子育て・健康課健康増進係 ☎ 985-4118

10月17～23日は「薬と健康の週間」

## 薬は正しく使おう

薬は、正しい方法や量で服用しないと、効果が出なかったり副作用が出たりすることがあります。次の点に気を付けましょう。

<p><b>使用前に薬の添付文書をよく読む</b></p> <p>注意点、飲み方や副作用が記載。大切に保管を。</p>	<p><b>用法・用量を守る</b></p> <p>薬の作用は使用量と深い関係があり、決められた量以上は副作用が出る場合も。時間は右記を参考に。</p>	<p><b>【薬の服用時間】</b></p> <p>食前：食事の約30分前 食後：食事の約30分後 食間：食事と食事の間(食事の約2時間後)</p>	<p><b>薬の形に合った服用方法</b></p> <p>カプセル剤 錠剤 液剤</p> <p>コップ1杯の 水かぬるま湯 よく振り、用量を測る</p>
<p><b>飲み合わせに注意</b></p> <p>作用が強く現れ副作用が出る、効き方が弱くなることも。医師や薬剤師に相談を。</p>	<p><b>高齢者の薬の使用</b></p> <p>身体機能の低下で効果が強く現れ、副作用が起こりやすい。併用するときは医師や薬剤師に相談を。</p>	<p><b>正しい保管方法</b></p> <p>保管は直射日光が当たらず子どもの手が届かない所に。誤用や事故を防ぐため容器は詰め替えない。</p>	<p><b>古い薬は使わない</b></p> <p>有効期限切れのもの、医療機関で処方され使い切れなかったものは処分し、自己判断で使わない。</p>

☎ 愛媛県薬務衛生課薬事係 ☎ 912-2391 愛媛県薬剤師会 ☎ 941-4165